

広島市社会福祉施設等従事者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、献身的に高齢者や障害児者等に必要な介護サービス又は障害福祉サービス等を継続して提供している社会福祉施設及び事業所の従事者に特別手当の支給等を行った事業者に対して、予算の範囲内において社会福祉施設等従事者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 本市内において別表1に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所であって、本市の認可又は指定を受けたものをいう。
- (2) 感染者に継続して対応した入所施設等 施設等のうち、別表2に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所であって、利用者又は従事者が新型コロナウイルス感染症陽性であることが判明したときに、当該社会福祉施設又は事業所において継続して療養する陽性の利用者又は陰性が確認されていない濃厚接触者に必要な介護サービス、障害福祉サービス等の支援を行ったものをいう。
- (3) 協力施設等 広島県の要請に応じて、前号に定める感染者に継続して対応した入所施設等に応援職員を派遣した社会福祉施設等（同一又は系列の事業者が運営するものを除く。）をいう。
- (4) 特別手当 事業者が通常の給与又は各種手当とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら従事したことに対して、従事者に支給する手当をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、施設等又は協力施設等を運営する事業者とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、当該会計年度（令和2年度については、令和2年3月6日から令和3年3月31日まで）において交付対象事業者が支出した各号に掲げる経費とする。

- (1) 施設等において、利用者の介護や支援に直接従事した従事者に対して支給した特別手当
- (2) 感染者に継続して対応した入所施設等の従事者（次号及び第5号に掲げる者を除く。）に対して支給した特別手当
- (3) 感染者に継続して対応した入所施設等において、利用者の介護や支援に直接従事した従事者（第5号に掲げる者を除く。）に対して、その期間を対象に支給した特別手当
- (4) 前号の従事者が高齢者や基礎疾患を有する家族と同居しているなどにより、帰宅することが困難なときに、前号の期間において提供した宿泊施設の借上料
- (5) 感染者に継続して対応した入所施設等において、協力施設等から派遣されて利用者

- の介護や支援等に従事した応援職員に対して、その期間を対象に支給した特別手当
- (6) 前号の応援職員が高齢者や基礎疾患を有する家族と同居しているなどにより、帰宅することが困難なときに、前号の期間及び派遣終了後の待機期間（概ね10日間を限度とする。）において提供した宿泊施設の借上料

（補助金の額）

第5条 市長は、交付対象事業者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める補助金を交付するものとする。

- (1) 前条第1号又は第2号の経費を支出した場合 交付対象事業者が支出した額の5分の4。ただし、特別手当を支給した従事者1人につき16,000円を上限とする。
- (2) 前条第3号の経費を支出した場合 交付対象事業者が支出した額。ただし、特別手当を支給した従事者1人につき1日当たり4,000円を上限とする。
- (3) 前条第4号又は第6号の経費を支出した場合 交付対象事業者が支出した額。ただし、宿泊施設を提供した従事者又は応援職員1人につき1日当たり4,000円を上限とする。
- (4) 前条第5号の経費を支出した場合 交付対象事業者が支出した額。ただし、特別手当を支給した応援職員1人につき1日当たり15,000円を上限とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金を申請しようとする交付対象事業者は、市長が定める日までに、申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第1号又は第2号の経費に係る第1項の申請は、同一の施設等について、1会計年度につきそれぞれ1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、交付対象事業者に対し、決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付対象事業者に対し速やかに補助金の交付を行うものとする。

（暴力団の排除）

第8条 市長は、補助金の交付を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた交付対象事業者があるときは、その者から、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表1 (施設等)

根拠法令	事業種別
老人福祉法 (昭和38年法律第133号)	養護老人ホーム(第20条の4) 特別養護老人ホーム(第20条の5) 軽費老人ホーム(第20条の6)
介護保険法(平成9年法律第123号)	訪問介護(第8条第2項) 訪問入浴介護(第8条第3項) 訪問看護(第8条第4項) 訪問リハビリテーション(第8条第5項) 通所介護(第8条第7項) 通所リハビリテーション(第8条第8項) 短期入所生活介護(第8条第9項) 短期入所療養介護(第8条第10項) 特定施設入居者生活介護(第8条第11項) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第8条第15項) 夜間対応型訪問介護(第8条第16項) 地域密着型通所介護(第8条第17項) 認知症対応型通所介護(第8条第18項) 小規模多機能型居宅介護(第8条第19項) 認知症対応型共同生活介護(第8条第20項) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)(第8条第23項) 居宅介護支援(第8条第24項) 介護老人保健施設(第8条第28項) 介護療養型医療施設(附則(平成18年6月21日法律第83号)第130条の2)(第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号の指定を受けている旧介護保険法第8条第26項) 介護医療院(第8条第29項) 介護予防支援(第8条の2第16項) 介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(第115条の45第1項第1号イ) 介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業(第115条の45第1項第1号ロ)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	居宅介護(第5条第2項) 重度訪問介護(第5条第3項) 同行援護(第5条第4項) 行動援護(第5条第5項) 療養介護(第5条第6項) 生活介護(第5条第7項) 短期入所(第5条第8項) 障害者支援施設(第5条第11項) 自立訓練(第5条第12項) 就労移行支援(第5条第13項) 就労継続支援(第5条第14項) 就労定着支援(第5条第15項) 自立生活援助(第5条第16項)

	共同生活援助（第5条第17項） 計画相談支援（第5条第18項） 地域移行支援（第5条第20項） 地域定着支援（第5条第21項） 移動支援事業（第5条第26項） 地域活動支援センター（第77条第1項第9号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童発達支援（第6条の2の2第2項） 医療型児童発達支援（第6条の2の2第3項） 放課後等デイサービス（第6条の2の2第4項） 居宅訪問型児童発達支援（第6条の2の2第5項） 保育所等訪問支援（第6条の2の2第6項） 障害児相談支援（第6条の2の2第7項） 障害児入所施設（第7条第2項）
生活保護法（昭和25年法律第144号）	救護施設（第38条第2項）

別表2（感染者に継続して対応した入所施設等）

根拠法令	事業種別
老人福祉法 （昭和38年法律第133号）	別表1に同じ
介護保険法（平成9年法律第123号）	短期入所生活介護（第8条第9項） 短期入所療養介護（第8条第10項） 特定施設入居者生活介護（第8条第11項） 認知症対応型共同生活介護（第8条第20項） 介護老人保健施設（第8条第28項） 介護療養型医療施設（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた改正前の第8条第26項） 介護医療院（第8条第29項）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	短期入所（第5条第8項） 障害者支援施設（第5条第11項） 共同生活援助（第5条第17項）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	障害児入所施設（第7条第2項）
生活保護法（昭和25年法律第144号）	救護施設（第38条第2項）